



2023年6月16日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6035、東証プライム)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 藤 原 豊
(TEL. 03-3519-6750)

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業変更登録に関するお知らせ

当社の完全子会社であります株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「アイ・アールジャパン」といいます。）は、金融商品取引法（以下「法」といいます。）に基づく第一種金融商品取引業につき、取扱業務範囲の変更登録を行うことを、本日の取締役会にて決議いたしましたのでお知らせいたします。

アイ・アールジャパンは2012年3月に証券代行機関として第一種金融商品取引業者として登録を受け、2019年6月に変更登録により、法第2条第8項第9号に定める「有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」及び法第2条第8項第2号に定める「有価証券の売買の媒介」について業務の取扱いを行うことが可能となりました。一方で、2019年6月の変更登録後において、第一種金融商品取引業者として第三者割当増資や大株主の株式売却のアレンジメント業務を取り扱うことがほぼなかったことから、このたび、法第2条第8項第9号に定める「有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」及び法第2条第8項第2号に定める「有価証券の売買の媒介」について業務を取扱わないこととし、第一種金融商品取引業の変更登録を行うことといたしました。

当社は証券代行業の一部として法第2条第8項第17号に定める有価証券管理業を業務として引き続き行っていること、当社グループが手掛けるPA/FA業務は、その性質上、当事者の利害対立が特に先鋭化する案件を取り扱うものであることから、金融商品取引法の利益相反管理等の考え方にもとづき、情報管理体制の強化、利益相反管理体制ならびにリスク管理体制の監督機能強化を確実に進め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化にグループ一丸となって努めてまいります。これらの取り組み状況については本日適時開示した「(開示事項の経過) 当社グループの利益相反管理体制等の進捗状況に関するお知らせ」を参照ください。

なお、本件による当期業績への影響は軽微であります。

以上